

## 現場代理人の常駐義務緩和について

各 位

鳥 栖 市 契 約 検 査 課

本市発注工事において、下記のとおり現場代理人の常駐義務の緩和措置を行うこととし、他の工事の現場代理人との兼任を認めることとしました。

### 記

#### 1 現場代理人の兼任を認める基準

- (1) 兼任できる工事は、3件までとする。
- (2) 兼任できる工事は、原則として本市発注工事とする。ただし、佐賀県発注工事で佐賀県が現場代理人の兼任を認める場合は、本市発注工事との兼任ができるものとする。
- (3) 兼任する工事は、本市発注工事については本市内施工、佐賀県発注工事については旧鳥栖土木事務所（平成26年9月1日の東部土木事務所発足前）管内施工とし、兼任した工事現場間で常時連絡を取れる体制にあるものとする。
- (4) 兼任する工事の請負金額の合計が当初契約額で消費税込み8,000万円未満とする。ただし、次の工事を含まない。
  - ア 現場代理人が主任技術者を兼任する工事で主任技術者の専任を要するもの
  - イ 現場代理人が監理技術者を兼任する工事
- (5) 工種の限定は行わない。
- (6) 現場代理人は、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとることができ、発注者又は監督員が求めた場合には、当該工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (7) 上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではない。

#### 2 手続き

現場代理人を兼任する場合には、本市との契約時又は佐賀県との契約後速やかに別紙「現場代理人兼任届出書」を本市に提出すること。

#### 3 その他

- (1) 建設業者が、現場代理人を兼任させる場合は、建設業者自らの責任により行うものとする。
- (2) 現場代理人を兼任したことに伴う諸経費調整は行わない。ただし、近接工事の場合は、従来の取扱いどおり諸経費調整を行うものとする。
- (3) 提出された「現場代理人等届出書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行う。

#### 4 適用工事

既に契約済みの工事及び令和5年11月1日から公告又は指名通知を行う工事に適用する。

(お問合せ)

契約検査課契約検査係

電話 85-3547